

# 防府市社会福祉法人指導監査連絡会議運営要領

平成25年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、「防府市社会福祉法人指導監査実施要綱」第9条に基づき、指導監査連絡会議（以下「連絡会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 連絡会議は次の事項を協議する。

- (1) 特別監査の実施及び処理方法に関すること。
- (2) 特別監査の指導監査班の編成に関すること。
- (3) その他、特別監査に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 健康福祉部長は、会務を総理する。
- 3 健康福祉部長に事故があるときは、健康福祉部次長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じて、健康福祉部長が招集する。

- 2 連絡会議の議長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 議長は、必要に応じて第3条第1項に規定する者以外の者を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、福祉指導監査室において処理する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から改正する。

別表

健康福祉部長
健康福祉部次長
こども家庭統括室長
高齢福祉課長
障害福祉課長
こども家庭課長
子育て支援課長
社会福祉課長
健康増進課長
福祉指導監査室長